

亀山市告示第38号

亀山市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月10日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱等の一部を改正する告示

(亀山市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 亀山市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 3 この告示は、 <u>令和12年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 3 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

(亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部改正)

第2条 亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 4 この告示は、 <u>令和12年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 4 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

(亀山市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱の一部改正)

第3条 亀山市木造住宅耐震補強計画事業補助金交付要綱(平成18年亀山市告示第102号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

(亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付要綱の一部改正)

第4条 亀山市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付要綱(平成30年亀山市告示第112号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

(亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱の一部改正)

第5条 亀山市移住促進のための空き家リフォーム支援事業費補助金交付要綱(平成30年亀山市告示第113号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則	附 則

(失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31</u> <u>日</u> 限り、その効力を失う。	(失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
---	--

(亀山市空き家対策総合支援事業補助金交付要綱の一部改正)

第6条 亀山市空き家対策総合支援事業補助金交付要綱（令和2年亀山市告示第118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31</u> <u>日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。